

平成 27 年 10 月 30 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 中 村 浩

バターミルク等に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

平素は税関行政に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、関税暫定措置法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、同法別表第 1 の 6 第 8 項に掲げる物品（「以下、バターミルク等」という。）について特別緊急関税が発動されることになりましたので、貴会会員の皆様に周知方よろしくお願いいたします。

記

該当物品及び統計品目番号

関税暫定措置法別表第 1 の 6 第 8 項（バターミルク等）

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 0403.90-113 | → 発動後 : 39.7%+224 円/kg |
| (2) 0403.90-118 | → 発動後 : 39.7%+528 円/kg |
| (3) 0403.90-123 | → 発動後 : 39.7%+317 円/kg |
| (4) 0403.90-128 | → 発動後 : 39.7%+776 円/kg |
| (5) 0403.90-133 | → 発動後 : 39.7%+530 円/kg |
| (6) 0403.90-138 | → 発動後 : 39.7%+1,364 円/kg |

(注) 関税割当対象品目については、特別緊急関税対象外

不明な点がございましたら、業務部通関総括第 1 部門
(06-6576-3313) までお問い合わせください。